

社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」

中間報告(案)に関するパブリックコメントの概要及びこれに対する対応等について

- 実施期間 : 平成18年1月30日(月)～2月15日(水)
- 告知方法 : 国土交通省HP等に掲載
- 意見提出方法: 電子メール、FAX、郵送
- 意見提出件数: 369件 (個人267件、団体・企業等69件、特定行政庁33件)

中間報告(案)に関して頂いた御意見の全体像が把握できるように、頂いた御意見の中から代表的な御意見を抽出し、整理しております。
 なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

■ 総論

主な御意見	見解・対応等
総論	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間報告の内容は市民の当面の要求などを考慮すると概ね賛成。 ○ 耐震偽造だけに限る事にせず法令全体にわたって言及すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 天空率、日影審査、建坪率・容積率等についても、同様の問題が潜んでいるのではないかと。 ○ 総じて「審査・検査の厳格化」ばかりが目につく。さらに責任転嫁、高コスト、非効率の体制を助長するだけである。 ○ 不適格建築物の建築は、建築主の責任であるとの視点が欠けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の施策は、建築確認・検査制度、建築士制度の見直しを含むものであり、必ずしも耐震偽装対策に限定されたものではない。 ○ 建築物の安全性を確保するためには、建築確認・検査の厳格化は最低限必要な措置である。 ○ 建築主の責任についても、罰則の強化、売主の瑕疵担保責任等に対応している。

■ 「2. 現在の建築規制制度、建築士制度等の課題」に関する主な御意見及びこれに対する対応等

主な御意見	見解・対応等
(1) 建築確認、検査制度の課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回問題となったホテルでは、出力結果の修正、入力数値の修正に加えて、「構造解析モデルの偽装」があり、この点も、課題において強調すべきである。 ○ 民間開放は、完了・中間検査率の実施率の上昇等で一定の効果をあげたが、一方で、行政側の組織の縮小、人員削減、他部署との統合による体制の弱体化をもたらし、今回の行政側での構造計算書偽装見落としにつながっている。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 検査責任と公権力の行使に係る事務について十分な検証のもとで政策評価すべき事項であり、処理件数や完了検査の実施率上昇など効率面のメリットだけで断定すべきではない。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえ、「不適切な構造解析方法の使用」があった旨を追加する。 ○ 民間開放が、必ずしも行政側の体制の弱体化につながっているとは認識していない。
(3) 建築士制度の課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 文中に「なお、検討に当たっては、建築関係者ではなく建築士に業務を依頼する消費者の利益が第一に考慮されるべきであることは、言うまでもない。」とあるが、建築物に対する法的規制は、公共の利益を最大にするための、私権の制限であり、「消費者の利益が第一」ではないはずである。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえ、「なお、検討に当たっては、建築関係者ではなく公共の利益が第一に考慮されるべきであることは、言うまでもない。」と変更する。

■ 「3. 建築物の安全性確保のため早急に講ずべき施策」に関する主な御意見及びこれに対する対応等

	主な御意見	見解・対応等
(1) 構造計算書等の建築確認時の審査方法の厳格化		
①構造計算書の審査方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準法で審査しなければならない事項を限定し明確化することが必要。 ○ 第三者機関による再計算や構造計画の内容等の審査が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 偽装も含めた法令違反を見逃すことがないよう再計算等が必要。 ➢ 処理能力、競争原理の観点から第三者機関は複数とすべき。 ➢ 第三者機関は、国の責任で設けるべき。 ○ 第三者機関の設立には、反対である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第三者機関の設置・運営には、多額のコストがかかる。また、この第三者機関では、質的にも量的にも審査実施体制に無理があるのではないかと。 ➢ 機関設立ではなく、外部専門家を活用すべき。 ➢ 第三者審査は、確認申請前に元請設計事務所の責任で行うべきである。審査機関が申請受付後に、第三者機関に再計算を依頼することは、審査手数料、審査期間等の面から現実的でない。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての建築基準関係規定に適合しているかを審査する必要がある、審査事項を限定することは不適切であると考えている。 <p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者機関において、構造の専門家等による構造詳細図及び構造計算書を用いて計算方法、計算過程等の審査を行う必要があると考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第三者機関については、要件を満たす複数の機関が業務を行える方向で検討している。 ➢ 今後、地方公共団体と協力して、機関の設立に向けた支援を行うことが必要であると考えている。 <p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築確認時の審査方法を厳格化するため、第三者機関は必要であると考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ご指摘のコストについては、建築物の安全性の確保のためには、やむを得ないと考えている。また、第三者機関の審査体制については、構造専門家団体等の協力等を得ながら、必要な体制を整備することを検討している。 ➢ 第三者機関において外部専門家を活用して業務を行うことが、審査の公正さ、厳格さを確保するために必要であると考えている。 ➢ 元請設計事務所によるチェックは当然必要であるが、それだけでは不十分であり、確認段階での厳格な審査が必要であると考えている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再入力・再計算には、反対である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 再計算では、全ての偽装は見抜けず、モデル化、耐震壁の取扱等入力データの偽装には効果が無い。また、頻繁に行われるプログラムのバージョンアップに対応するためには、かなりの労力とコストが掛かる。 ○ 再計算ではなく、専門家による計算書の内容審査を行うべき。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入力データの審査、出力結果と構造詳細図との照合等の審査は、厳格に行う必要がある。その上で、計算過程の審査の方法として、再計算による審査も有効であると考えている。 ○ ご指摘を踏まえ、第三者機関において「国土交通大臣の認定を受けた構造計算プログラムを用いて構造計算書等を作成した建築物については、建築確認申請時に入力データ(電子情報)を添付させ、構造の専門家等により構造計算プログラムの適用範囲内であること、入力内容に関する考え方などを審査の上、再入力し、計算過程における計算ミス又は偽装の有無についてチェックを行う。この場合、構造の専門家による計算過程の審査を簡略化することができる。」と改める。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者機関の審査対象となる建築物を限定すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 審査体制や負担の点からも、第三者機関の審査対象建築物を、用途・規模等において限定すべき。建築主事や確認検査員の審査は軽微なものに限定すべき。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえ、第三者機関による審査の義務付けは「一定の高さ、一定規模以上の建築物等」に限定する方向で検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査手数料を大幅に引き上げるべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行審査手数料はあまりに低すぎで、適正に審査できない。 ○ 審査手数料は引き上げるべきでない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 確認申請時の構造計算書の再計算等に伴い、建築主の手数料の値上げなど、国民に負担を強いるべきではない。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な業務が行われるよう、特定行政庁に対しては、必要に応じて手数料の見直しを働きかけるとともに、指定確認検査機関に対しても、確認検査手数料が著しく不適切なものとならないよう指導を行う必要があると考えている。
②建築確認の法定期間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査期間を延長する必要がある。 ○ 審査期間延長は必要最小限とすべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 審査期間の長期化の弊害も考慮し、指定確認検査機関の検査員の確保等体制整備を検討した上で、合理的な期間延長とすべき。また、期間延長の対象とする建築物を規模・形態等で限定すべき。 ○ 審査期間は延長すべきでない。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者機関による審査を行う場合の審査期間等を考慮し、建築確認の法定期間を延長する必要があると考えている。
③構造計算プログラムの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算プログラムは、改ざん防止措置がとられているものだけ認定すべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算プログラムについては、構造計算途中での改ざんや計算結果の保存データの改ざん防止措置を講じる必要があると考えている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算プログラムの標準化・共通化の検討は必要。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算プログラムの入出力情報についての標準化・共通化は必要であるが、プログラムそのものについての標準化・共通化は難しいと考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大臣認定プログラムの制度廃止を検討すべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算書の計算過程の審査を簡略化するため、構造計算途中での改ざんや計算結果の保存データの改ざん防止措置が講じられたプログラムを認定する必要があると考えている。
④構造計算書の内容に係るガイドラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査マニュアル等を作成し、審査機関の審査能力アップを図るべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算書の適切な作成及び偽装の防止のため、構造計算書の内容に係るガイドラインを作成する必要があると考えている。また、審査基準を法定化する必要があると考えている。
(2) 中間検査の義務付けと検査の厳格化		
①中間検査の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間検査を義務づけるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中間検査の特定工程を特定行政庁で定めるのではなく法定化し、工事途中で確実に要所を検査するようにすべき。地域間の格差をなくすべき。 ○ 中間検査は、全ての建築物について義務付けるべき。 ○ 中間検査の義務づけについては、戸建て住宅等の適用除外を設けるべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の者が利用する建築物については、中間検査の義務付けが必要であると考えている。 ○ 過剰な負担をかけないようにするため、多数の者が利用する建築物の特定工程に限定する必要があると考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ インспекター制度のような強力な第三者機関が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 厳格な検査ができる地位にある建築主事が、全国各地に存在する実務経験豊富な建築士を手足にして、民間力を活用する住宅検査官制度を創設すべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査基準を明確化した上で、建築主事又は指定確認検査機関が中間検査を行うことが当面の対策として必要であると考えている。第三者機関の活用については今後の課題であると考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記や火災保険などの加入に検査済証を義務づけるなど、検査済証の社会的必要性を高めるべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中間検査及び完了検査の実効性を高めるための方策として、今後検討する必要があると考えている。
②中間検査の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間検査の4日間以内、完了検査の7日間以内は、実務上の対応が困難である。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中間検査は工事を中断させて行うため、また完了検査は建築物の使用開始が遅れるため、検査期間の延長は困難であると考えている。

(3) 指定確認検査機関に対する監督の強化等

<p>全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関制度を抜本的に見直すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 検査は官の役割であり、現在の指定確認検査機関制度を廃止すべき。 ➢ 審査業務は全て民間確認検査機関へ委譲し、行政は、違反取締まり等の民間の監視に努めるべき。 ➢ 集団規定の審査項目は、都市計画など自治体の行政責任と密接な事項となっている。指定確認検査機関は、単体規定の審査に限定するなど、関係する行政責任のあり方を踏まえた見直しが必要。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築確認・検査業務の的確な執行体制を確保するため民間機関の活用を図ったものであり、指定確認検査機関に対する指定基準強化、監督強化等を図ることが厳格な審査体制を確保するための効果的な対策であると考えている。なお、建築確認・検査は、羈束行為であり、裁量が認められていないため、民間においても行えるものと考えている。
<p>①指定確認検査機関の指定基準の強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関の行った確認検査について、法的責任を明確化すべき。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえ、見出しを「①指定確認検査機関の責任の明確化等」と改め、「指定確認検査機関は自らの責任において業務を実施するものであり、」の記述を追加する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員体制(構造担当者数等)、制限業種の出資割合、賠償保険等について、要件強化が必要。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人員体制、関係者の出資割合、基本財産等又は保険金に関する要件を強化する必要があると考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関を技術能力・処理能力等による格付けをすべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者が指定確認検査機関を適切に選択できるよう、業務実績、組織体制、出資状況・財務状況、監督処分等の状況等の情報開示を行うことが必要であると考えている。
<p>②特定行政庁による指定確認検査機関に対する監督権限の強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定行政庁の監督権限を強化すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 立入検査など、指定確認検査機関に対する特定行政庁の監督権限を強化すべき。 ○ 特定行政庁の監督権限強化は、限定して行うべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個々具体的物件の違反是正処理のための報告、是正指示等に限定すべき。審査実施状況報告等を追加することは反対。 ➢ 立入検査は、指定権者が行うべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関の業務の厳格化のためには、審査状況報告の追加、特定行政庁による立入検査等が必要と考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大臣指定確認検査機関に対する業務認可権限等を都道府県に付与すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大臣指定確認検査機関に対する都道府県による業務内容調査等を含む指導監督権限を強化するのであれば、同時に都道府県区域内における業務認可権限等を都道府県に付与すべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関が建築確認・検査業務に関し著しく不適当な行為をした事実を発見したときは、特定行政庁は指定権者に対してこの旨を報告し、指定権者は指定確認検査機関の行う建築確認・検査業務の全部又は一部の停止を命ずる等適切な措置をとることで対応することを考えている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定権者等への定期的な業務状況報告を充実させるべき。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告は、相当に詳しい内容とし、回数を多くすべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な業務報告の具体的な内容、回数等については今後検討する。
③指定確認検査機関の処分の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関に対し、不利益処分する場合、過失、違反の程度に応じて処分基準を策定することには賛成。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関の処分基準を厳格化する必要があると考えている。
(4) 建築士に対する処分の強化等		
①関与した全ての建築士の名称等の明示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認申請等において、各分野の建築士名を明記し、責任の所在を明確にすべき。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 契約、確認申請及び工事看板において、各分野の建築士名を明記すべき。 ▶ 事務所開設者の責任ではなく、個人の責任において職務をすべき。代表者1人が判を押すのは、不正や見落としの温床。 ○ 「全て」の建築士の名称記載は、責任の所在が不明確になる恐れがあり、記載する建築士を限定すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 管理建築士とそれぞれの分野別担当建築士の責任分担を明確にすることが必要。 ○ 戸建住宅等については、全ての建築士の名称記載の対象外とすべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設計、工事監理を行った建築士の責任を明確化するために、設計図書、工事監理報告書及び確認申請書等に業務を担当した全ての建築士の名称等を記載させる必要があると考えている。
②処分の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士に対する処分の強化は必要。 ○ 処分、罰則等の強化は、戸建住宅を除くなど対象建築物を限定すべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処分、罰則等の強化は、国民の生命、財産を守るとの観点から全ての建築物を対象に行う必要があると考えている。
(5) 建築士、建築士事務所等に対する罰則の強化		
①建築基準法における罰則強化 ②建築士法における罰則強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ この度の事件は、倫理の問題であり、罰則の強化が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 建築士の名義貸しについても罰則が必要。 ▶ 建築主に対する罰則を強化すべきである。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえ、不正な行為の例示として「名義貸し等」を追加する。建築主に対しても罰則の強化が必要であると考えている。

(6) 建築主及び建築士事務所の瑕疵担保責任の充実

<p>① 住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効の確保</p> <p>② 建築士事務所の瑕疵担保責任能力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険加入義務付けが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全ての建築に保証保険を付け、性能が確実に担保される仕組みを作る。 ➢ 住宅供給に関わる建築業者、住宅販売業者、建築士、指定確認検査機関等全てに、住宅建設に係る損害賠償責任保険への加入を義務付けるべき。 ○ 保険加入義務付けには反対。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅事業者が選択できる任意の制度とするべき。 ➢ 建築確認・検査体制の整備を行うことが先決である。 ➢ 保険加入義務づけは、保険内容を明らかにして議論されるべきで、「引き続き検討すべき課題」にして、慎重に検討すべき。 ○ 保険以外の措置の検討も必要。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保険でカバーしきれない金額を補償するための手当てでも必要であり、関係業界に基金を創設する、あるいは政府補償の仕組みを創設するなどの措置を保険制度と一体的に検討すべきである。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の売主、建築士事務所及び指定確認検査機関等の瑕疵担保責任、賠償責任の履行を実効性のあるものとするための措置を講じる必要があると考えている。ご指摘を踏まえ、「一定の住宅の売主等による瑕疵担保責任保険への加入等」を、「住宅の売主等による瑕疵担保責任保険への加入等」と変更する。 ○ 保険制度の活用、銀行等による保証を含め、瑕疵担保責任の履行の実効を確保するための措置について幅広く検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 故意・重過失がある場合にも、保険で担保すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 瑕疵の発生について故意・重過失がある場合にも、損害保険会社の免責を認めるべきではない。 ○ 故意・重過失がある場合は、保険で担保すべきではない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ モラルハザードを招かないためには故意・重過失を保険で担保することは適当でない。 ➢ 事業者の故意・重過失によって生じた損害については、セーフティネットなどの被害者救済の仕組みを検討すべきである。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 故意、重過失については、瑕疵担保責任保険での対応は困難であるが、対応について検討する必要があると考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賠償保険を利用した場合等における、保険会社等から知事への内容報告制度。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故等により賠償保険を利用した場合や設計ミスを犯した場合等における、保険会社や事務所から知事への内容報告を行う。知事は、必要に応じて設計事務所に監査・指導を行い、重大な事故については、公表すべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設計ミスを犯したこと等により建築士、建築士事務所が処分を受けた場合は、処分を受けた建築士、建築士事務所について公表することが必要であると考えている。

(7) 住宅性能表示制度の充実、強化		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅性能表示制度の義務化が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 評価項目全部を義務化することが望ましいが、最低限「構造の安全性」等、安全に関する項目に絞ってでも「義務化」すべきである。 ➢ 義務づけは、対象建築物を限定すべき。 ➢ 全ての建築物に対して義務化が必要。 ○ 住宅性能表示制度義務化には反対である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅事業者が選択できる任意の制度とするべき。 ➢ 設計品質や施工品質の確保は、建築確認システムの信頼性回復の中でなされるべきである。 ➢ 住宅性能表示制度義務化は、建築基準法と品確法のダブルスタンダードとなる。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報開示の促進を図る観点から、「一定の住宅の売主等は住宅性能評価を受け、購入者等に対し住宅性能評価書を交付することとするなど、住宅性能表示制度の充実・強化を図る必要がある。」を「住宅の取引に際して、住宅性能評価の実施状況を開示することとするなど、住宅性能表示制度の充実・強化を図る必要がある。」と変更する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関と指定住宅性能評価機関を兼務する機関が、同一物件につき建築確認と住宅性能評価を行うことについて今後検討が必要。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価方法の改善を図ることにより、厳格な審査が可能であると考えている。
(8) 建築士、指定確認検査機関に関する情報開示制度の充実、強化		
①建築士に関する情報開示の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違反設計行為等を行った建築士等に対する処分内容の公表が必要である。 ○ 建築士の処分の情報開示については、慎重に検討すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 軽微、重大な注意義務違反を一律に扱わない配慮が必要。 ○ 建築士事務所における所属建築士の情報開示については、構造設計等に関する経験及び技量についても開示すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築士事務所に情報開示をさせる際、所属する「構造設計・構造計算をする建築士」については氏名・業務実績だけでなく、構造設計・構造計算に関する経験及び技量についても開示し、発注者(建て主、元請設計事務所)が選択できるようにすべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者が業務を依頼する際に適正に判断が下せるよう、処分を受けた建築士、建築士事務所について公表することが必要であると考えている。 <p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士事務所の情報開示については、建築士の氏名、業務実績、資格の名称等の客観的な情報を開示することとしている。
②指定確認検査機関の情報開示の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開示すべき項目・内容を細かく規定すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ また、比較検討できるよう開示の項目・内容・様式・方法を統一すべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な項目、内容、様式等については引き続き検討を行う。

(9) 図書保存期間の延長

- 特定行政庁における図書保存の義務づけが必要である。
 - 瑕疵担保期間が満了する10年間の保存義務づけが必要。
 - 特定行政庁、建築士事務所、指定確認検査機関とも共通の保存期間にすべき。
- 図書の電子化を義務づけとすべき。
 - 保存期間の大幅な延長を行うのであれば、電子データとして扱えるような検討が必須。
- 図書保存の長期化には反対である。
 - 本来建築主が保存すべき問題であり、保管場所や保管料等の負担が大き。

【原文を維持】

- 図書の保存期間の延長は必要と考えており、具体的な保存期間については、瑕疵担保期間等を考慮して定める必要があると考えている。
- 保管場所等の負担を軽減するため、保存方法として図書の電子化について検討する必要があると考えている。

■ 「4. 引き続き検討すべき課題」に関する主な御意見及びこれに対する対応等

	主な御意見	見解・対応等
(1) 建築士制度に係る課題		
①専門分野別の建築士制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分野別(意匠、構造、設備等)専門建築士制度を導入すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門建築士資格試験についても検討が必要。 ➢ 「(現行)建築士の専門分化」という課題設定ではなく、現行の建築設備士を包含した、「専門分化された新たな建築設計資格者制度」の検討が必要。 ➢ 建築生産システム全体を一貫して統括するプロジェクトマネジャーを介在させ、そこに第三者的立場で建築コストの客観性を主張できる建築コストマネジャーを置くことが必要。 ○ 建築士を意匠、構造、設備等に分けることは反対。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 固有の知識しか持たない技術者を育てることとなり、建築全体を大局的に判断する能力を欠くことにつながる。 ➢ 事件の再発防止につながらない。 ○ 分野別建築士制度の検討は建築物の規模や用途によって対象範囲を考えるべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 場合によっては構造建築士が大幅に不足する。 ➢ 戸建て住宅については、現行制度を厳格に運用すれば対応可能 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門分野別の建築士制度の導入については、いただいた御意見も参考にして引き続き検討することとしている。
②建築士の能力の維持向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修の義務づけが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門分野別の資格取得後についても研修義務づけが必要。 ➢ 法改正ごとに建築士に研修を義務づけるべき。 ➢ 現在建築士会で行われている継続能力開発(CPD)制度を充実させて法制化・義務化し、専門分野毎に専攻建築士の充実を図るべき。 ➢ 建築士事務所の管理講習会を義務化すべき。 ➢ 建設業請負業者の更新時の指定講習を実施すべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士の資質、能力の向上については、いただいた御意見も参考にして引き続き検討することとしている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士受験資格を厳格化し、試験内容も実務に近づけるべき。 ○ 建築士免許の更新制を導入すべき。 ○ 建築士免許の更新制度については、他の国家資格とのバランスを考え慎重に行うべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士の資質、能力の向上については、いただいた御意見も参考にして引き続き検討することとしている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士の倫理、道徳観が必要。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえ「建築士としての業務倫理を徹底させるため、職能団体等を通じた倫理教育等の充実について検討する必要がある。」を追加する。
③建築士事務所の業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士が建設業等と兼業することを禁止すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設計事務所としての独立性を保つため、建築工事会社の建築士事務所（兼業事務所）は認めるべきでない。 ○ 総合事務所か専門事務所か明確化が必要。 ○ 建築、構造、設備は、それぞれの立場で仕事ができるように、専門の事務所登録制度を創設すべき。 ○ 他の事務所への下請け発注を禁止すべき。 ○ 管理建築士の要件強化は反対。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士事務所の業務の適正化については、いただいた御意見も参考にして引き続き検討することとしている。
④工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計・施工・監理の分離が必要である。 ○ 建築業者と利害関係のある建築士あるいは建築士事務所による工事監理の禁止。 ○ 設計者による工事監理を義務づけないと、正しい設計図であっても手抜き工事は後を絶たない。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事監理業務の適正化については、いただいた御意見も参考にして引き続き検討することとしている。
⑤報酬基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門建築士が自覚を持って働けるように、それぞれの役割・技能に応じた報酬が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 報酬基準の実効性確保について検討が必要。 ➢ 下請けの構造・設備設計が弱い立場とならない、また非常識な報酬に甘んじることのないような契約のあり方を明確化する必要がある。 ○ 建築士の社会的地位の向上についても言及すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 後継者に夢を与える仕事で有って欲しい。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬基準の見直し等については、いただいた御意見も参考にして引き続き検討することとしている。
⑥建築士会及び建築士事務所協会への加入の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体への加入義務づけが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術の向上、改正法規、倫理の徹底等のために、建築士会や建築士事務所協会への加入義務化が必要。 ○ 加入義務づけには、反対。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ この度の問題に対して有効とは思えない。 ○ 加入義務づけには、慎重な議論が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加入義務づけとすべきかについては、団体的確性の審査、現行の規制との関係、団体の抜本改革等に係る慎重な議論が必要。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士会及び建築士事務所協会等への加入の義務付けについては、いただいた御意見も参考にして引き続き検討することとしている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築士会及び建築士事務所協会以外の団体も含めて議論が必要。 	<p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえて、「建築士会及び建築士事務所協会等への加入の義務付け」と修正する。
(2) 国及び都道府県、特定行政庁における監督体制、審査体制の強化等		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定行政庁の建築技術者の確保と能力、資質の向上が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 構造専門技術者の確保は、「早急に講ずべき施策」とすべき。 ➢ 建築主事に一定の現場経験や研修の義務化等を図るべき。 ➢ 構造専門職員の配置について情報開示が必要。 ➢ 建築確認審査を行う者の資格を見直し、現場施工の経験者も採用すべき。 ➢ 確認検査する側も、意匠、構造、設備それぞれの担当が対応すべき。 ➢ 自治体が十分な確認事務・審査や監督が行えるよう、建築行政担当の人員配置・人材育成の充実をはかり、かかる経費への財源保障を確実に行うことが必要。 ○ 特定行政庁においては、構造専門の職員増員は検討出来る状況にない。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び都道府県、特定行政庁における監督体制、審査体制の強化の方策については、いただいた御意見も参考にして引き続き検討することとしている。
(3) 構造計算書に係る電子認証システムの導入の検討		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務効率化のため、電子認証システムは各種申請業務を含めて早急に対応出来るよう検討すべき。 	<p>【原文を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算書に係る電子認証システムの導入については、今後研究開発を推進することとしている。